

# 一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令環境事第 357 号  
令和 6 年 7 月 1 日

住所（所在地）

大阪府大東市深野五丁目 4 番 22 号

氏名（名称及び代表者の氏名）

植田油脂株式会社 代表取締役 高橋 史年

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号又は第 2 条の 3 第 2 号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日
指 定 番 号	第 1 0 5 1 号
事業の範囲	業務の種別 取り扱う一般廃棄物の種類
	再生輸送業 動植物性残渣（揚げかすに限る）・廃油（廃食用油に限る） 以上 2 種類
再生利用の方法	揚げかす・廃食用油を加工し、 飼料用原料・飼料用油脂・工業用油脂への再生利用
取引関係	取 引 先：大阪市内の排出者 再生輸送先：植田油脂株式会社
指 定 期 限	令和 8 年 6 月 3 0 日
指 定 条 件	① 取り扱う一般廃棄物は、飼料用原料・飼料用油脂・工業用油脂となるものに限る。 ② 事業の範囲を変更する場合は、事前に大阪市長に承認を得ること。 ③ 使用する運搬車両 ・大阪 100 た 14 ・ 大阪 830 め 1001